

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
を補完する事例集（Q&A）新旧対照表

（下線部が改正箇所）

箇所	改正後	改正前
6 ページ 問 1 0 4 (回答)	個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない（法第 17 条第 1 項）とされ、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない（法第 21 条第 1 項）とされています。このため、法律上利用目的が明らかな場合であっても、 <u>原則として、その利用目的を通知又は公表する必要があります。</u>	個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない（法第 17 条第 1 項）とされ、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない（法第 21 条第 1 項）とされています。このため、法律上利用目的が明らかな場合であっても、 <u>その利用目的を通知又は公表する必要があります。</u>
8 ページ 問 2 0 2	健保組合において <u>漏えい等</u> が発生した場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。	健保組合において <u>個人データの漏えい等</u> が発生した場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。
8 ページ 問 2 0 2 (回答)	健保組合は、 <u>漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）</u> が発生した場合には、漏えい等事案の内容等に応じて、以下の各事項について必要な措置を講じる必要があります（ガイダンスⅢ 6．及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3－5－2 参照）。	健保組合は、 <u>その取り扱う個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）</u> が発生した場合には、漏えい等事案の内容等に応じて、以下の各事項について必要な措置を講じる必要があります（ガイダンスⅢ 6．及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3－5－2 参照）。

	(略) (参考) 規則第7条各号に定める事態 ・ 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ・ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ・ 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ・ 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (略)	(略) (参考) 規則第7条各号に定める事態 ・ 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ・ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ・ 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>個人データ</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ・ 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (略)
10 ページ 問 2 0 3	委託先において <u>漏えい等</u> が発生した場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。	委託先において <u>個人データの漏えい等</u> が発生した場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。
10 ページ 問 2 0 3 (回答)	健保組合が個人データの取扱いを委託している場合において、委託先において <u>漏えい等事案</u> が発生した場合には、委託先から速やかに報告を受け、健保組合としても、事業者内における漏えい等事案の発生時の対応と同様に、迅速かつ適切に対応する必要があります。(「問 2 0 2」参照)	健保組合が個人データの取扱いを委託している場合において、委託先において <u>個人データの漏えい等</u> が発生した場合には、委託先から速やかに報告を受け、健保組合としても、事業者内における漏えい等事案の発生時の対応と同様に、迅速かつ適切に対応する必要があります。(「問 2 0 2」参照)

	このため、個人データの取扱いを委託する際には、委託先において<u>漏えい等事案</u>が発生した場合における委託先と健保組合との間の報告連絡体制を整備しておく必要があります。 (略)	このため、個人データの取扱いを委託する際には、委託先において<u>個人データの漏えい等</u>が発生した場合における委託先と健保組合との間の報告連絡体制を整備しておく必要があります。 (略)
37 ページ 問 6 0 2 (回答)	(略) なお、規則第 7 条各号に定める<u>漏えい等事案</u>が発生した場合には、法第 26 条に基づき、個人情報保護委員会への報告、本人への通知等が必要となります（「問 2 0 2」参照）。 また、法に基づく報告義務と健康保険法等に基づく報告義務は異なるものであるため、法の適用を受けない事項であっても、健康保険法の規定に基づき、厚生労働省への報告が求められることはあり得ます。	(略) なお、規則第 7 条各号に定める<u>個人データの漏えい等事案</u>が発生した場合には、法第 26 条に基づき、個人情報保護委員会への報告、本人への通知等が必要となります（「問 2 0 2」参照）。 また、法に基づく報告義務と健康保険法等に基づく報告義務は異なるものであるため、法の適用を受けない事項であっても、健康保険法の規定に基づき、厚生労働省への報告が求められることはあり得ます。